

自 令和2年 6月 9日

至 令和2年 6月18日

## 第3回 和木町議会定例会

令和 2 年第 3 回和木町議会定例会

(令和 2 年 6 月 9 日)

○ 議事日程

別紙のとおり

○ 会議に付した事件

1. 報告第 6 号

例月現金出納検査の結果について

2. 報告第 7 号

令和元年度和木町一般会計継続費繰越計算書の報告について

3. 報告第 8 号

令和元年度和木町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

4. 報告第 9 号

和木町土地開発公社の経営状況について

5. 議案第 28 号

令和 2 年度和木町一般会計補正予算 (第 3 号)

6. 議案第 29 号

令和 2 年度和木町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)

7. 議案第 30 号

和木町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する  
条例について

8. 議案第 31 号

町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例について

9. 議案第 32 号

町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例について

10. 議案第 33 号

和木町税条例の一部を改正する条例について

11. 議案第 34 号

和木町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課  
税に関する条例について

- 1 2. 議案第 3 5 号  
和木町手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 1 3. 議案第 3 6 号  
和木町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 1 4. 議案第 3 7 号  
和木町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 1 5. 議案第 3 8 号  
関ヶ浜分館新築工事の変更契約の締結について
- 1 6. 発議第 1 号  
新型コロナウイルス感染症対策に資するための和木町議  
会議員の議員報酬の特例に関する条例について

○出席議員（10名）

|     |       |     |
|-----|-------|-----|
| 1番  | 津島宏保  |     |
| 2番  | 栗本詠子  |     |
| 3番  | 嘉屋富公  |     |
| 5番  | 上田丈二  |     |
| 6番  | 灰岡裕美  |     |
| 7番  | 上岡富士夫 |     |
| 8番  | 小林秀嘉  |     |
| 9番  | 森脇明美  |     |
| 10番 | 中村充子  | 副議長 |
| 11番 | 兼本信昌  | 議長  |

○説明のため出席した者

|          |      |       |
|----------|------|-------|
| 町長       | 米本正明 |       |
| 副町長      | 河内洋二 |       |
| 企画総務課長   | 田中雅彦 |       |
| 税務課長     | 吉岡司  |       |
| 住民サービス課長 | 坂本啓三 |       |
| 都市建設課長   | 村岡辰浩 |       |
| 保健福祉課長   | 森本康正 |       |
| 教育長      | 重岡良典 | 教育委員会 |
| 事務局長     | 渡邊良平 | 〃     |

○会議に従事した職員

|      |      |
|------|------|
| 事務局長 | 田中敬子 |
| 書記   | 松島久子 |

開 会 9時 00分

議 長 町広報係及び日刊いわくに、中国新聞から議場内のカメラ撮影の許可願いが出ておりますので、これを許可いたします。  
携帯電話お持ちの方は、電源をオフのされるようお願いいたします。

議 長 ただ今から令和2年第3回和木町議会定例会を開会します。

議 長 これより本日の会議を開きます。

議 長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、9番議員 森脇明美君、10番議員 中村充子君を指名します。

議 長 日程第2 諸般の報告を行います。  
先の定例会以降、5月25日、コロナウイルス関連県要望のため、私が山口市に行きました。  
その他につきましては、お手元に、諸般の報告として配布しておりますので、ご了承願います。  
次に、本定例会の開催にあたり、議会運営委員会が開催されましたので、その結果を委員長から報告願います。  
議会運営委員会 委員長 灰岡裕美君

灰岡議員 おはようございます。  
議会運営委員会からご報告申し上げます。  
町長から6月9日に議会が招集されたことに伴い、6月2日に議会運営委員会を開催し、本定例会の運営について次のとおり申し合わせを行いました。  
本定例会に付議されております案件は、議案一覧表のとおり報告4件、議案11件でございます。

本定例会の議会運営でございますが、本日初日に、報告第7号から第8号、議案第28号から議案第38号までの議案説明と質疑を行い、報告第7号から第8号につきましては、討論・採決まで初日に行う事といたしました。

そして一般質問を6月11日とし、最終日を6月18日とし、討論、採決を行うことといたします。

よって、本定例会の会期を、本日6月9日から6月18日までの10日間とし、日程はお手元に配布しておりますとおりでございます。

皆さまのご理解とご協力を申し上げ、以上議会運営委員会からの報告といたします。

議会運営委員会委員長 灰岡裕美

議長 以上で、諸般の報告を終わります。

議長 日程第3 会期の決定を議題とします。

おはかりします。本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から6月18日までの10日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長 異議なしと認めます。

議長 したがって、本定例会の会期は、本日から6月18日までの10日間とすることに決定しました。

議長 日程第4 行政報告について  
町長の報告を求めます。  
米本町長

米本町長

皆さん、おはようございます。本日の行政報告は、3月定例会以降の10件の事柄について報告をさせていただきます。少し長くなると思いますが、ご容赦いただければと思います。

最初に、新型コロナウイルス感染症についてでございます。

今回の新型コロナウイルス感染では、4月上旬から下旬にかけて全国で急激に感染者数が増加しており、6月7日の時点では全国で17,141人、県内では37人の感染者が確認をされております。第7回和木町対策本部開催以降、本町では、厚生労働省や山口県健康福祉部からの通知に基づき、逐次、関係部署による検討会議を開催し、感染症予防対策を進めてまいりました。

3月27日の、和木町対策本部第7回本部員会議では、町内各施設の閉鎖期間の決定など、今後の感染状況を注視する方向を定め、その後の会議では町内施設の閉鎖解除にむけた検討、庁舎内で感染者が確認された場合の消毒等の対応手順や、入学式・入園式の運営方法などを確認をいたしました。

国は4月7日、1都1府5県を対象に、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を発出し、16日には日本全国を対象が拡大され、当初は5月6日までとされていた期間についても、31日までに延長されました。

この宣言を受け、和木小、中学校については4月13日から休校措置を再開し、各公共施設についても、宣言解除を目的に各種施設の閉鎖を継続していくことといたしました。

役場庁舎に於いては 職員の感染拡大防止を目的に、1時間程度の時差を設けたフレックスタイム出勤、土日への振替出勤制度を導入し、以前よりの、手洗い・消毒の徹底に加え、飛沫防止のため窓口へのアクリル板を設置するなど、感染リスクを軽減する手段を講じております。

さらに5月4日には、国から緊急事態宣言を5月31日までとする期間延長が発出され、これに伴い、各施設の閉鎖も延長したところです。

この宣言の変更は各地域により感染状況が異なり、今後の

経済活動にも支障がみられるため、14日に状況評価を行い、繰り上がったの緊急事態宣言の解除も検討される旨の内容も含まれているものでした。

そして、5月14日に、山口県を含む39県は拡大傾向が縮小していると判断され、緊急事態宣言が解除されました。

また、5月18日の宣言の解除を受け、第10回本部員会議を開催し、国の緊急事態宣言解除に係る事後の感染症対策方針、県の本部員会議の動向を確認の上、感染症予防対策について検討を行っています。この会議で、施設閉鎖解除について検討を行い、三密を避ける、新しい生活様式実践例にのっとりた感染予防対策を十分に講じた上で、小学校、中学校、こども園、集会所は25日から、図書館の貸し出し業務は26日から再開、その他の施設は6月1日からの再開を決定いたしました。個別具体的な講座、教室等の開放につきましては各講座、教室の特性を考慮したうえで開放までの期間で決めることといたしました。

次に新型コロナウイルス感染拡大により自粛要請が行われた結果、日々の生活に影響が出ている、町民の皆さま、特に事業を行っている方々を支援していくために後程詳しく報告をさせていただきますが、町独自の支援制度を創設いたしました。

第一弾として町内に住所を有する飲食店業者の皆さまを支援する「新型コロナウイルス感染症に伴う和木町飲食店経営支援補助金制度」を創設し、次に第二弾として飲食店だけではなく、各種事業者の皆さまの支援のために、「和木町商工業者経営応援給付金制度」を定め、それぞれ1事業者あたり10万円を支給することといたしました。

10万円の国の特別定額給付金については、5月13日より町民の皆さまに申請書の発送を行い、14日から受付を開始し、すでに振り込みを始めております。

また本町では、子育て世帯の生活を支援する追加的な取り組みとして、大学・専門学校生までの方に一人当たり1万円を支給する制度等を創設し、6月下旬を目途に支給をする予定でございます。



町民の皆さまが感染症対策を適切に行っていただいたことにより、町内に感染者が出ることも無く、また施設の再開が出来ましたことを心より感謝を申し上げる次第です。

しかし、まだまだウイルス感染のリスクは続きます。第2波の流行を防ぐためにも、気を緩めることなく感染予防にご留意いただきますようお願い申し上げます。

以上、新型コロナウイルス感染症についての報告といたします。

次に、2件目として、和木町立学校等の再開についてでございます。

2月27日 安倍総理大臣から新型コロナウイルス感染リスクに備えるためとして、3月2日から全国の小中学校・高等学校・特別支援学校に対して、春休み（3月26日）までの臨時休業の要請がありました。翌28日（金）に山口県教育委員会から県立学校の臨時休業を決定したことをうけ、本町においても3月2日午後からこども園及び小中学校を臨時休業としたところです。

その後、4月7日に7都府県を対象とした緊急事態が宣言され、16日には対象区域が全国に拡大されるなど政府が感染拡大防止を図る中で、その都度こども園や学校において臨時休業の期間を延長するなどして対応をまいりました。

この間、児童生徒には適切な量の課題を課し、5月に設定した2回の登校日でその進捗状況などを確認し、また、教職員がメールや電話で様子を尋ねるなど休業中でも学校とこどもたちの関係が希薄にならないよう努めて参りました。

5月25日から本町でもこども園及び小中学校が再開され、学校にもこどもたちが戻ってまいりました。幸いにも本町のこどもや学校職員に新型コロナウイルス感染者は一人もいませんでしたので、その点での教育活動への影響はありませんが、今後は2ヶ月近く休業したことで授業時数の確保が問題となってまいりますので、学校再開にあたってこどもたちや学校の様子を注視していきたいと考えております。

以上、和木町立学校等の再開についての報告といたします。

3点目として、先程の和木町飲食店業経営支援補助金についてご報告いたします。

新型コロナウイルス感染症の影響により事業状況が悪化した、町内に住所を有する飲食店業者を支援するため、和木町飲食店業経営支援補助金交付要綱を4月23日に創設いたしました。

補助金の対象者は、①町内に住所を有する主たる業務が飲食店業の方、②令和2年4月1日現在で、和木町商工会に加入されている方、③新型コロナウイルス感染症の影響により、原則として直近1か月間の売上高又はその翌月の売上高の見込みが前年同月と比較して40%以上減少した飲食店を営んでいる方、④町税等を完納している方です。

補助金の額は、1事業者につき10万円で1回限りの交付としており、現在9事業者の方に補助金を交付しております。

次に、支援第2弾の新型コロナウイルス感染症に伴う和木町商工業者経営応援給付金についてですが、新型コロナウイルス感染症の影響により事業状況が悪化した商工業者の方を支援するため、和木町商工業者経営応援給付金交付要綱を策定し、前回の飲食店業者の方への補助から対象業種を増やし、より広く事業者の方を支援する内容と致しました。

給付金の対象者は、①令和2年4月1日現在で、店舗を持ち事業を営む商工業者の方で、町内に本社の法人登記がある法人の方、町内に住所がある個人事業主の方、町内に店舗を持ち町外に住所がある個人事業主の方、②新型コロナウイルス感染症の影響により、前年同月比で売上高が30%以上減少した月等がある方、③町税等を完納している方、等でございます。

対象となる主な業種は、タクシー業、小売業、写真業、食堂、持ち帰り配達飲食サービス、理髪店、美容院、学習塾、はり師、きゅう師等の療術業としております。

給付金の1事業者につき10万円で1回限りの交付としており、現在22事業者の方に補助金の交付決定をしております。

次に、5番目として、国の令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金事業についてでございます。

国の新型コロナウイルス緊急経済対策として、所得制限がありますが、令和2年3月31日現在で児童手当の受給世帯（新高校1年生を含みますが）には子ども1人当たり1万円が給付されます。原則申し込みは不要ですが、公務員は居住する市町村への申請が必要となります。

申し込みが不要な方については6月下旬までに、児童手当を支給している口座に1万円を振り込む予定としております。

以上、国の令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金事業についての報告といたします。

次に、和木町独自の子育て応援給付金支給事業についてでございます。

国の緊急経済対策とは別に、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、子育て世帯に対する生活支援の一環として給付措置を実施いたします。

まず中学3年生までの給付についてですが、15歳未満の児童のいる世帯の世帯主に対し、子ども1人当たり1万円の給付金を支給いたします。

申請は原則不要ですが、公務員や、児童手当の給付を受けていない世帯主の場合は申請が必要となります。

次に、ひとり親世帯への給付ですが、児童扶養手当の受給資格のある方、又は18歳未満の児童を監護するひとり親の方に対して、1世帯当たり2万円の給付金を支給いたします。

申請は原則不要ですが、児童扶養手当の認定を受けていない18歳未満の児童を養育されているひとり親の方の場合は申請が必要となります。

いずれも基準日は令和2年4月1日で、受付場所は、役場住民サービス課窓口となります。

申し込みが不要な方については6月下旬までには、中学3年生までの子ども1人当たり1万円の給付金、ひとり親世帯への1世帯当たり2万円の給付金を、児童手当及び児童扶養

手当を支給している口座に振り込む予定でございます。

また、高校生・専門学校生・大学生等への支援についても1人1万円、親元を離れ自宅外で生活をしている場合には1人当たり3万円を給付いたします。こちらについては、対象となる学生等本人又はその保護者の方から申請をしていただく必要があり、申請の際に必要な書類等の詳細は、町ホームページ、和木チャンネル、広報わき等の各種広報等でお知らせしています。既に5月25日から文化会館内に窓口を新設して受け付けを開始しており、6月5日現在で90件の申請を受理しているところです。

以上、和木町子育て応援給付金支給事業についての報告といたします。

7番目として、国の特別定額給付金についてですが、令和2年4月20日、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」が閣議決定され、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、国民一人あたり10万円を支給する「特別定額給付金事業」が実施されることとなりました。

和木町においては、この閣議決定を受け、所管を企画総務課とし、町民の皆さまへの給付を行うための準備に着手いたしました。

この給付金は、4月27日に住民基本台帳に記載されている方が対象で、町において、2,703世帯、6,213人の方々が対象となりました。

先の臨時議会において、6億3千万の補正予算をご承認いただきましたことから、すぐに申請に必要な書類等を発送するなど本格的な事業を開始いたしました。なお、本事業は、国の補助金事業として行うもので、事業に係る経費全額の収入を見込んでおります。

給付金の受付は、国のマイナポータルを利用したオンライン申請を5月11日、郵送による申請を5月14日から開始し、給付金の振込につきましては、オンライン申請分を5月25日、郵送申請分を5月29日から随時行っており、現在までに、1,611世帯、3,908人、3億9千万円の給

付金の振込を完了しております。

申請は、8月14日を期限としておりますので、早めにお手続きをして頂けるよう周知、啓発を図ってまいりたいと考えております。

以上、国の特別定額給付金についての報告といたします。

次に、国の消費活性化策「マイナポイント」の支援についてでございます。

キャッシュレス決済で2万円のチャージや買い物をすると、1人あたり最大5千円分の「マイナポイント」がもらえる国の消費活性化策が実施されます。

このマイナポイントは、キャッシュレス決済での買い物のみで使用でき、マイナポイントを取得するには、まずマイナンバーカードを申請、取得した後に、「マイナポイントの予約手続き」が必要で、希望される方にマイナポイントの予約手続き（スマートフォンやパソコンを利用した手続き）を町が支援しています。

支援場所は、役場1階特設会場で、平日の8時30分から17時15分まで、マイナンバーカードとマイナンバーカードの数字4ケタの電子証明書の暗証番号が必要となります。

以上、国の消費活性化策「マイナポイント」の支援についてのご報告とさせていただきます。

9番目として、プレミアム付商品券事業についてですが、消費税増税が、低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的に、昨年10月1日から実施しておりましたプレミアム付商品券事業が3月31日で終了いたしました。

2019年度住民税が課税されていない方と0歳から3歳未満の子供がいる世帯が対象で、非課税全対象者927名のうち205名、子育て世帯全対象者236名のうち58名が購入され、全体で22.6%でございました。

以上、プレミアム付商品券事業についての報告といたします。

最後に、風向風速計「POTEKA」（ポテカ）の設置につ

いてでございます。

和木町では、安全で安心なまちづくり、災害に強いまちづくりを実現するため、これまで防災行政無線や防災メール、テレフォンサービスなど防災情報発信媒体の充実を図ってまいりましたが、この度、防災対策の一層の充実を図るため、リアルタイム気象観測装置「POTEKA」（ポテカ）を役場屋上に設置いたしました。

このPOTEKAの最大の特徴は、計測した気象情報を、携帯電話通信網を利用してインターネットに配信していることから、パソコンやスマートフォンを通じていつでもどこからでも、無料で気象情報を取得するところでございます。

常時、＜気温・気圧・相対湿度・風向・風速・日射・感雨・雨量＞の8要素の気象データをリアルタイムで実測及び収集し公開しています。

町民の皆さまにおかれましては、台風や豪雨等の早期避難への防災対策利用のほか、イベント時の天候の確認、熱中症対策など、幅広くご利用いただきたいと思います。

以上、風向風速計「POTEKA」（ポテカ）の設置についてのご報告といたします。

以上で、10件の事柄について行政報告とさせていただきます。

議 長 日程第5 報告第6号 例月現金出納検査の結果について  
監査委員から、お手元に配布をしてありますとおり、例月現金出納検査の結果について報告がありましたのでご了承願います。

議 長 日程第6 報告第7号 令和元年度和木町一般会計継続費繰越計算書の報告について

日程第7 報告第8号 令和元年度和木町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

以上、2議案についてこれを議題とします。議事進行上、一括して執行の説明を求めます。

田中企画総務課長

田中企画  
総務課長

報告第7号および報告第8号について、一括してご説明申し上げます。

報告第7号 令和元年度和木町一般会計継続費繰越計算書の報告については、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、令和元年度和木町一般会計継続費において、当該年度内に支出を終わらないものがあつたことから、継続費繰越計算書を調製したので報告させていただくものでございます。

内容について説明させていただきます。資料2ページをご覧ください。継続費総額1億3,981万4千円の分館整備事業につきましては、令和元年度予算を2,739万4千円としていましたが、支出済額が2,739万3,476円となったことから、残額と同額の524円を令和2年度に繰り越したものでございます。

続きまして、報告第8号 令和元年度和木町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和元年度和木町一般会計の繰越明許費繰越計算書を調製したので報告させていただくものでございます。

内容についてご説明いたします。資料2ページをご覧ください。プレミアム付商品券事業の経費29,645円を令和2年度に繰り越したものでございます。

以上で報告第7号および報告第8号の説明を終わります。

議 長

これより、議案ごとに質疑・討論・採決を行います。

報告第7号について質疑を許します。

なお、質疑については簡潔を旨とすることをお願いいたしておきます。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり。)

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり。)

議 長 討論がないようですので、討論を終結し採決に入ります。

議 長 報告第7号 令和元年度和木町一般会計継続費繰越計算書の報告について  
承認することに賛成の方の挙手を求めます。

議 長 全員挙手

議 長 したがって、報告第7号は承認することに決定しました。

議 長 報告第8号について質疑を許します。  
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり。)

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり。)

議 長 討論がないようですので討論を終結し採決に入ります。

議 長 報告第8号 令和元年度和木町一般会計繰越明許費繰越報告書の報告について  
承認することに賛成の方の挙手を求めます。



議長 全員挙手

議長 したがって、報告第8号は承認することに決定しました。

議長 日程第8 報告第9号 和木町土地開発公社の経営状況について

理事長より、お手元に配布してありますとおり、報告がありましたので、ご了承願います。

議長 日程第9 議案第28号 令和2年度和木町一般会計補正予算（第3号）

これを議題とします。執行の説明を求めます。

田中企画総務課長。

田中企画総務課長 議案第28号、令和2年度和木町一般会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回の補正予算の概要は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億746万2千円を追加し、総額を47億9,182万3千円とするものでございます。

補正予算の主な内容といたしましては、町議会におかれまして、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が町民生活に多大な影響を及ぼしていることに鑑み、感染症対策に充てるために視察研修に係る経費を削減されるとともに、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、和木町の独自事業第3弾として、事業が悪化したことから国が実施する持続化給付金の交付を受けることとなった事業者を支援するため、和木町事業継続応援給付金交付事業に必要な経費を計上するとともに、小中学校児童生徒向けの1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するGIGAスクール構想事業や文化会館空調機ボイラー取替工事などに必要な経費を計上するために提案させていただくものでございます。

それでは、第1表歳入歳出予算補正の第2ページ歳出からご説明申し上げます。

款1 議会費100万円の減額は、議員の皆さまの視察研修に係る経費のうち、費用弁償60万円の減額、および車借上料40万円の減額を行うものです。

款3 民生費558万2千円の増額は、自立支援医療事業420万円の増額、児童手当システム改修委託料96万8千円の増額などを行うものです。

款4 衛生費は、マスクやアルコール消毒液を購入するため母子保健事業45万円の増額を行うものです。

款6 商工費601万円の増額は、和木町独自事業第3弾となる事業継続応援給付金500万円の増額、新型コロナウイルス感染症により影響を受ける町内事業者への支援策として和木町商工会からご要望をいただいた商工業者利子補給金70万円の増額、社会保険労務士への依頼費用助成を行う雇用調整助成金申請支援補助金25万円の増額などを行うものです。

款8 消防費は、新型コロナウイルス感染症による影響も考慮し、避難所用のテントや液体ミルクの購入経費として消耗品費50万円の増額を行うものです。

款9 教育費9,592万円の増額は、GIGAスクール構想事業に係る経費として小学校教育振興事業4,134万5千円、中学校教育振興事業2,465万1千円、計6,599万6千円の増額、文化会館空調機ボイラー取替工事2,970万円の増額などを行うものです。

続きまして、1ページの歳入についてご説明いたします。

款15 国庫支出金4,681万6千円の増額は、自立支援医療費負担金210万円の増額、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1,453万1千円の増額、GIGAスクール構想に係る補助金2,863万円の増額などを行うものです。

款16 県支出金は、自立支援医療費負担金105万円の増額を行うものです。

款 19 繰入金は、今回の補正予算の歳入歳出を調整するため、財政調整基金繰入金 4,189 万 6 千円の増額を行うものです。

款 22 町債 1,770 万円の増額は、中学校校内通信ネットワーク整備事業債 810 万円の増額、および小学校校内通信ネットワーク整備事業債 960 万円の増額を行うものです。

なお、今回の補正後の財政調整基金の残高につきましては、8 億 2,443 万 9 千円になる予定となっております。

続きまして、3 ページ第 2 表 地方債の補正について、ご説明いたします。

先程歳入予算の中でもご説明いたしましたが、中学校校内通信ネットワーク整備事業は 810 万円、小学校校内通信ネットワーク事業は 960 万円を限度額として借り入れるものでございます。

以上で議案第 28 号の説明を終わります。

議 長 本案に対する質疑を許します。  
質疑はありませんか。

議 長 灰岡裕美君

灰岡議員 議案第 28 号 令和 2 年度和木町一般会計補正予算（第 3 号）教育費、小中学校教育振興事業について質問致します。

この事業は G I G A スクール構想と言い、国の政策により全ての小中学生に 1 人 1 台端末の購入及び通信ネットワークの整備をするものと聞いておりますが、この G I G A スクール構想の総額及び国庫補助金の額を小中学校別に質問致します。

議 長 渡邊教育委員会事務局長

渡 邊 G I G A スクール構想の総額及び補助金の額についてお答  
教育委員会 え申し上げます。

事 務 局 長 今回の補正予算案で、小学校費にまず情報通信ネットワーク環境整備工事費及びタブレット保管庫の整備に要する経費として1,786万円、タブレット端末整備のための備品購入費として2,348万5千円を計上しています。総額で4,134万5千円。これに対する国庫補助金としては、環境整備工事に対する補助金として619万円、タブレット端末整備のための補助金は、1,282万5千円を見込んでおります。

もう一方、中学校費においては、情報通信ネットワーク環境整備工事及びタブレット保管庫の整備に要する経費として1,409万1千円、タブレット端末購入用の経費としては1,056万円を計上しております。

これに対する国庫補助金は、環境整備工事の方には、385万5千円、タブレット端末の購入に対しては576万円を見込んでおります。以上です。

議 長 灰岡裕美君

灰 岡 議 員 それでは、小中学校それぞれ何台の端末の購入を予定し予算を組んでおられますか。それとまた機種は決まっているのでしょうか教えてください。

議 長 渡邊教育委員会事務局長

渡 邊 今回の構想の基本といたしますか、小中学校全ての児童生徒  
教育委員会 にタブレット端末が行き届くようにという方針でございます  
事 務 局 長 ので、5月1日現在の児童生徒数で、それぞれ小学校分として427台、中学校分として192台の購入に掛かる費用を計上しております。

機種についてはオペレーションシステム (OS) が Windows 版それから Chrome 版、iPad, 3種類あるんですけども、和木町では iPad の購入を考えております。

議 長 灰岡裕美君

灰岡議員 ただ今、タブレット端末はリースではなく購入すると聞いております。町単独で調達するのでしょうか、調達の方法を質問します。

議 長 渡邊教育委員会事務局長

渡邊教育委員会事務局長 タブレットの購入にあたっては山口県で各オペレーションシステムそれぞれを共同調達することとしております。昨日、6月8日付けで山口県教育庁教育政策課のホームページにプロポーザル方式による公募の公告が始まっております。既に幾つかの事業者が応募要項などの書類を山口県の方に取りに行っているというふうにお聞きしております。

議 長 灰岡裕美君

灰岡議員 先程担当課からの説明があったかと思いますが、補助金以外の財源としまして町債からの繰入をすとの事でした。もう一度恐れ入りますが町債からの繰入金について金額を質問致します。

議 長 田中企画総務課長

田中企画総務課長 この GIGA スクール構想については、小学校、中学校それぞれ歳出予算、歳入予算計上しております、その内にネットワーク環境整備と情報機器、端末の整備それぞれに分かれております。歳出については先程説明したとおり、全体で6千いくらかかる訳なんです、それに対する補助金として9ページ、資料9ページにありますとおり、それぞれネットワーク事業と通信機器でこのような額が入っております。

まずネットワーク事業についてなんです、このそれぞれ

619万、385万、これに近い額の起債がほぼ約9割で交付税措置され、7割交付税措置される起債を借りますことができます。それ以外については交付税措置のない起債をしようとしております。これが先程説明させていただいた地方債補正で限度額と申し上げましたが、その内容となっております、あの中には先程申しましたとおり財源措置があるものとないものに分かれております。

一方、情報機器、1人1台端末の方につきましては、3,400万円の歳出予算に対して補助金が小中併せて1,858万程度ございます。それ以外の部分についてなんですが、地方創生臨時交付金、和木町には約4,205万円の第一次配分が来ておりまして、そこの恐らく残額に当たるであろう852万円を今回ここに充てようかというふうに考えております。

それ以外の足らず部分については調整交付金の取り崩しで充てようと、これが現時点でのこの今回の補正予算案の案でございます。ただし、今後、今国の方で2次補正も審議がされております。恐らくその中に地方創生臨時交付金の2兆円追加という話が出て来ると思います。恐らく和木町もその配分をいただけるものと思っておりますので、それが見えてきた段階でこのGIGAスクール構想の配分内容についても可能であれば見直しを検討していきたいというふうに現在考えているところでございます、その際にはまた議会の方に再提案という形で出させていただきたいというふうに考えております。

議 長 他に質疑はありますか。

議 長 森脇明美君

森脇議員 議案第28号令和2年度和木町一般会計補正予算（第3号）の13ページの放課後児童クラブ事業の医薬材料費の内訳について詳しくお願いします。

議 長 渡邊教育委員会事務局長

渡 邊 新型コロナウイルスの感染防止対策として、令和元年度と  
教育委員会 令和2年度の2ヶ年で総額50万円、放課後児童クラブで購  
事 務 局 長 入する医薬材料費に対して10分の10充てられる補助金があり  
ます。昨年度中に既に4万円支出済みなので、今年度残り  
の46万円が使えるわけですが、当初予算に4万6千円計  
上済みであり、50万円から4万円と4万6千円を引いた4  
1万4千円を補正予算に計上したところです。

議 長 よろしいですか。  
森脇明美君

森 脇 議 員 内容についてはどんなものに充てるっていうのは決まっ  
ていないんですか。

議 長 渡邊教育委員会事務局長

渡 邊 主にアルコール消毒液の購入に充てたいと考えておりま  
教育委員会 す。  
事 務 局 長

議 長 他にありませんか。  
他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり。)

課 長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議 長 日程第10 議案第29号 令和2年度和木町国民健康保  
険特別会計補正予算(第1号)

これを議題とします。執行の説明を求めます。

森本保健福祉課長

森本保健  
福祉課長

議案第29号 令和2年度和木町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

本議案は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ、250万円を追加し、予算の総額を6億6,731万8千円とするものでございます。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症に感染、また、事業収入等に影響を受けた被保険者に対し保険料を減免、傷病手当金を支給するために行なうものです。

歳出2ページからご説明いたします

款2 保険給付費の50万円の増額は、新型コロナウイルスに感染した者等に傷病手当金を支給するために増額するものです。

款7 諸支出金の200万円の増額は、新型コロナウイルスの影響により、事業収入等が3割以上減少した者に対して昨年度の保険料8、9期分を所得に応じて還付するために増額するものです。

続きまして1ページ歳入についてご説明いたします。

款3 県補助金は、歳出と同額の特別調整交付金250万円を増額するものでございます。

以上で、議案第29号の説明を終わります。

議長

本案に対する、質疑を許します。  
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長

質疑がないようですので、本案に対する質疑を。  
灰岡裕美君

灰岡議員

この傷病手当金の支給割合を教えてください。

議長

森本保健福祉課長



森本保健  
福祉課長 直近3ヶ月の所得の合計に労務日数で割った金額が出ますが、その3分の2が傷病手当金となります。

議長 よろしいですか。  
他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議長 日程第11 議案第30号 和木町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について  
これを議題とします。  
執行の説明を求めます。  
吉岡税務課長

吉岡  
税務課長 議案第30号 和木町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。  
新旧対照表をご覧ください。  
第7条「書面審理」についてですが、第2項において「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」の題名が「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に変更となったため改正するものでございます。  
以上で、議案第30号の説明を終わります。

議長 本案に対する、質疑を許します。  
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議 長 日程第 1 2 議案第 3 1 号 町長等の損害賠償責任の一部  
免責に関する条例について

日程第 1 3 議案第 3 2 号 町長等の給与に関する条例の  
一部を改正する条例について

以上、2 議案についてこれを議題とします。議事進行上、  
一括して執行の説明を求めます。

田中企画総務課長

田 中 企 画 議案第 3 1 号および議案第 3 2 号について、一括してご説  
総 務 課 長 明いたします。

まず、議案第 3 1 号 町長等の損害賠償責任の一部免責に  
関する条例につきましても、地方自治法の一部改正により、  
条例において、町長や町職員などの町に対する損害賠償責任  
について、その職務を行うにあたり、善意で重大な過失がな  
いときは、損害賠償責任額から地方自治法施行令で定める基  
準を参考にして、条例で定める額を控除して得た額を免責す  
る旨を定めるために提案させていただくものでございます。

第 1 条において、この条例の趣旨を、第 2 条において、損  
害賠償責任の一部免責として、基準給与年額に町長であれば  
6、副町長、教育長等であれば 4 を乗じて得た額を控除した  
額について免れさせる旨などを定めております。

続きまして、議案第 3 2 号 町長等の給与に関する条例の  
一部を改正する条例について、ご説明いたします。

本議案は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が地域経  
済や町民の生活等に多大な影響を及ぼしていることを踏ま  
え、令和 2 年 7 月から令和 3 年 3 月までの 9 ヶ月間、町長、  
副町長及び教育長の給料月額を 5 % 減額するために提案させ  
ていただくものでございます。

以上で、議案第 3 1 号および議案 3 2 号の説明を終わります。  
す。

議長 これより議案ごとに質疑を許します。  
議案第31号について質疑を許します。  
質疑はありませんか。

議長 灰岡裕美君

灰岡議員 町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例について質問致します。

第2条の町長等の町に対する損害を賠償する責任について、当該町長等が職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がない時はという免責事項があります。この善意でかつ重大な過失がない時というのは誰が判断するのでしょうか。教えてください。

議長 田中企画総務課長

田中企画総務課長 ここで、善意でかつ重大な過失がない時、この善意と申しますのは通常の善意の寄付とかそういうことじゃあなくて、法律用語で知らなかったとか、知らないとか、それから当該そのまあ町長であるとか職員が経緯とか原因とかを知らずに重大な過失を負ってしまった場合に、その場合は免れることができる、逆に悪意、知っていてそれを見逃して損害賠償事になった場合は、これは免れる事はできないということになります。

その基準の内容については、まずは、町の方で判断して議員さん等に提案させていただくということになるものと思われれます。

議長 よろしいですか。  
灰岡裕美君

灰岡議員　　なかなか当事者でこの事を判断するのは難しいとも考えるのですが、例えば第三者委員会を置いてということも含めて考えられるのでしょうか。

議長　　田中企画総務課長

田中企画  
総務課長　　すいません、先程の答弁で先に申すべきだったんですが、まずは監査委員さんに意見等を聞いて、なおかつ必要があれば今おっしゃったような第三者委員会というのもまあ検討の余地になるのかなというふうに思いますが、まず監査委員さんのご意見ということになると思います。

議長　　長　　よろしいですか。  
他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長　　長　　質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議長　　長　　議案第32号について質疑を許します。  
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長　　長　　質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議長　　長　　日程第14　議案第33号　和木町税条例の一部を改正する条例について

日程第15　議案第34号　和木町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定について

以上、2議案についてこれを議題とします。議事進行上、一括して執行の説明を求めます。

吉岡税務課長

吉 岡  
税 務 課 長

議案第33号、34号を一括して説明させていただきます。  
議案第33号 和木町税条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

今回の条例改正の主な改正点としましては、わがまち特例の特例率についての規定、また新型コロナウイルス感染症特例法の適用による特例の規定をするものでございます。

それでは、主な改正点について、お手元にお配りしています新旧対照表でご説明させていただきます。

1 ページ中段をご覧ください。第10条の2「法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合」すなわちわがまち特例の特例率についての規定ですが、第27項を設けて、ゼロにする要件に一定の事業用家屋及び構築物を加えるものでございます。

2 ページ上段をご覧ください。第15条の2「軽自動車税の環境性能割の非課税」についてですが、軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の適用期限を新型コロナウイルスのために取得できなかった場合もあるとして6月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とするものでございます。

3 ページ下段をご覧ください。第25条「新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例」についてですが、新型コロナウイルス特例法に規定する指定行事のうち、中止若しくは延期した場合に、入場料金等の払戻しを受けない場合に寄附金を支出したものとみなす規定を設けるものでございます。

4 ページをご覧ください。第26条「新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例」についてですが、新型コロナウイルスのためにやむを得ず住宅ローン減税の入居期限要件を満たせない場合でも減税措置が適用さ

れるように、住宅ローン控除の適用を1年間延長するものでございます。

以上で、議案第33号の説明を終わります。

続きまして、議案第34号 和木町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定について、ご説明いたします。

今回の条例制定は、和木町の経済の活性化と雇用の創出を推進する為、地域再生法に基づき制定していた条例が、令和2年3月31日に失効したため、国の計画延長に伴い制定をするものでございます。具体的には、地域再生法による整備計画を山口県から認定を受け、2年以内に東京23区から町内に本社機能を移転した移転型事業者、または東京23区以外からの移転及び現存の機能を拡充した拡充型事業者に対し、3年間に限り固定資産税の優遇措置を講じるものであります。

以上で、議案第34号の説明を終わります。

議長

これより議案ごとに質疑を許します。

議案第33号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長

質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議長

議案第34号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長

質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議 長 日程第16 議案第35号 和木町手数料徴収条例の一部  
を改正する条例について

議 長 これを議題とします。  
執行の説明を求めます。  
坂本住民サービス課長

坂本住民 サービス 課 長 それでは、議案第35号 和木町手数料徴収条例の一部を改  
正する条例についてご説明いたします。

本議案は、昨年5月25日に公布された「デジタル手続法  
の通知カード廃止に関する規定」が、令和2年5月25日に  
施行されたことに伴い、通知カードに関する規定を廃止する  
ために、条例の一部改正をするものでございます。

それでは、主な改正点について、お手元にお配りしていま  
す新旧対照表でご説明いたします。

それでは、まず4ページをご覧ください。第2条「種類及  
び金額」39号の通知カードの再交付手数料1件につき50  
0円を全部削除するものでございます。

その他、新旧対照表の1ページから5ページまで、文言等  
の改正がありますが、これは主に法改正に伴い参照条文を改  
正するものでございます。

なお、施行期日は附則にありますように、公布の日から施  
行するとしております。

以上で、議案第35号の説明を終わります。

議 長 本案に対する質疑を許します。  
質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議長 日程第17 議案第36号 和木町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

日程第18 議案第37号 和木町介護保険条例の一部を改正する条例について

以上、2議案についてこれを議題とします。  
議事進行上、一括して執行の説明を求めます。  
森本保健福祉課長

森本保健福祉課長 議案第36号、37号を一括してご説明申し上げます。

まず、議案第36号 和木町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本議案は、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した等の被保険者に対し、遡って保険料を減免することを可能とするために行なうこと、また、新型コロナウイルスに感染した被保険者等に傷病手当金を支給するために行なうものでございます。

新旧対照表でご説明いたします。

保険料の減免、第14条の2第2項では、ただし、町長が、納期限前7日までに申請書を提出できない特別な理由があると認めた場合において、この限りではない。を加えるものです。

この減免対象者は、新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または、重篤な傷病を負った第1号被保険者は、全額免除、事業収入等が前年の当該事業収入の額の10分の3以上減少した被保険者は、所得に応じて減免するものです。

附則では、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金を追加するものです。

第1条では、新型コロナウイルス感染症により労務に服することができなくなった日から3日を経過した日から労務に



服することができない期間について、傷病手当金を支給するものです。

第2項では、傷病手当金の1日の金額を、直近3ヶ月の収入の合計額を労務日数で除した金額の3分の2に相当する金額とするものでございます。

第2条では、感染症の影響により労務に服することができない期間において給与等を受け取ることができる期間に対しては、傷病手当金を支給しないとし、ただし前条2項の金額より少ない場合は、その差額を支給するものです。

第3条では、事業所が給与等を支給できなくなった場合において、被保険者に傷病手当金を支給し、その後事業所の事業主から徴収するものでございます。

施行期日第4条では、傷病手当金の支給を始める日を令和2年1月1日とするものです。

以上で、議案36号の説明を終わります。

続きまして、議案第37号 和木町介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本議案は、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入等が減少した被保険者に対し、遡って介護保険料を減免することを可能とするために行なうものでございます。

新旧対照表でご説明いたします。

保険料の減免、第10条の第2項では、納期限前7日、及び15日の次に災害その他の特別な事情があることにより、当該日までに申請書を提出することが著しく困難であると町長が認めた場合は、町長が別に定める日を加えるものです。

この減免対象者は、新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または、重篤な傷病を負った第1号被保険者は、全額免除、事業収入等が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上減少した被保険者は、所得に応じて減免するものです。

なお、減免の期間は、令和2年2月1日から令和3年3月31日までに納期限がある保険料となります。

以上で、議案第36号、37号の説明を終わります。

議長 これより議案ごとに質疑を許します。  
議案第36号について質疑を許します。  
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議長 議案第37号について質疑を許します。  
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議長 日程第19 議案第38号 関ヶ浜分館新築工事の変更契約の締結について  
これを議題とします。  
執行の説明を求めます。  
田中企画総務課長

田中企画総務課長 議案第38号 関ヶ浜分館新築工事の変更契約の締結についてご説明申し上げます。

本議案は、昨年11月臨時議会において議決をいただき締結した、関ヶ浜分館新築工事の請負契約の一部を変更することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。

内容としては、施設細部の見直しなどのために、経費が必要になったことから、契約金額1億2,152万8,000円、うち消費税額1,104万8,000円を契約金額1億2,164万4,600円、うち消費税額1,105万8,600円に改め

るものでございます。

以上で議案第38号の説明を終わります。

議 長 本案に対する質疑を許します。  
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議 長 以上で、本日の日程はすべて終了しました。  
よって、本日はこれにて散会したいと思います。ご異議  
はございませんか。

(「なし」の声あり。)

課 長 異議なしと認めます。  
本日はこれで散会いたします。お疲れ様でした。

閉 会 10時 14分